

『河川災害応急復旧業務に関する協定（土木）』締結の公募

次のとおり協定締結を希望する関係者を公募します。

協定の締結を希望する者は、下記により技術資料を作成し提出をお願いします。

技術資料を提出した者の中から条件を満たす者と協定を締結することとします。

なお、本協定締結の公募は、工事発注ではありませんので、現場説明資料の送付及び入札は行いません。

本協定の締結者は、関東地方整備局が実施する総合評価落札方式の競争入札において、企業の技術力「地域貢献度（災害協定の有無）」の項目で加算評価されます。

また、当該協定に基づき契約し、災害応急対策業務（防災訓練を除く）を行うと「地域貢献度（災害協定に基づく活動実績の有無）」の項目に加算評価されます。

令和6年2月8日

国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所長
留守 洋平

記

1. 協定の目的

甲府河川国道事務所が管理する河川管理施設等において発生した災害等の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等についての確保及び動員の方法を定め、もって被害の拡大防止と被害施設の早期復旧に資することを目的とする。

2. 協定内容

- (1) 協定書 別冊のとおり
- (2) 協定区間 別紙ー1「甲府河川国道事務所 河川直轄管理区間」のとおり
- (3) 協定内容 本協定で想定している応急復旧に関する作業は、土木関係の応急復旧等を想定している。
- (4) 協定期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

3. 申請者の条件

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者のうち「一般土木工事（C等級以上）又は維持修繕工事」に認定がなされている者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再認定を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再

生手続き開始の申し立てがなされている者（（２）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（４）別紙－２「協定区間別近隣地域一覧表」に該当する区域内において、建設業法に基づく本店を有すること。希望する協定区間に本店を有しない場合は、本店を有しない協定区間の評価を無効とする。

（５）平成２０年４月１日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））

（ア）河川工事であること。

ただし、申請できる同種工事の施工実績は１件のみとする。

なお、当該実績が大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記４．成績評定①の評定点（評定点が修正された場合にあつては、修正評定点）をいう。）が６５点未満のものを除く。

また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。

（６）関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事で、一般土木工事における過去２年間の工事成績評定点の平均点が２年連続で６０点未満でないこと。

（７）申請書及び資料の提出期限の日から協定締結までの期間に、関東地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和５９年３月２９日付け建設省厚第９１号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（８）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

４．手続等

（１）担当部局

〒４００－８５７８山梨県甲府市緑が丘１丁目１０－１
国土交通省 関東地方整備局 甲府河川国道事務所 防災課
電話０５５－２５１－０４１１
FAX ０５５－２５３－５３４０

（２）申請書類等の交付期間、場所及び方法

申請書類等は、以下の期間、場所及び方法により交付する。

① ホームページによる交付

令和６年２月８日（木）から令和６年２月２２日（木）に甲府河川国道事務所のホームページにおいて申請書類等のダウンロードができます。

※ホームページアドレス：<http://www.ktr.mlit.go.jp/koufu/>

② 担当部局での交付

令和６年２月８日（木）から令和６年２月２２日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く８時３０分～１７時１５分に４．（１）担当部局において紙又は電子データにより配布する。なお、電子データで配布希望の場合は、電子媒体（ＣＤ－Ｒ、ＣＤ－ＲＷ、ＤＶＤ－Ｒ又はＤＶＲ－ＲＷ）を持参すること。

③配布する書類とファイル形式

公示文 pdf形式

申請書類 pdf形式 及び doc形式

協定書（案） pdf形式

(3) 申請に関する質問及び回答

申請に関する質問及び回答は以下の期間、方法により行います。

① 申請に関する質問期限、方法

令和6年2月8日（木）から令和6年2月16日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分に4.（1）担当部局に持参またはFAXにおいて任意書式で提出すること。なお、FAXの場合は担当部局に必ず着信確認をお願い致します。

② 申請に関する回答期限、方法

令和6年2月20日（火）までに甲府河川国道事務所のホームページにおいて回答致します。

(4) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

申請書及び資料は、以下の期間、場所及び方法により受付を行います。

① 申請場所及び方法

4.（1）担当部局に下記②の期間に持参、郵送又は託送（郵送又は託送は、書留郵便等記録が残るものに限る）するものとし、電送（ファクシミリ）、電子メールによるものは受け付けない。

② 申請期間

令和6年2月8日（木）から令和6年2月22日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く8時30分～17時15分に受け付けます。

なお、郵送の場合は、最終日の消印、託送の場合は、最終日に託送業者が受付を行ったものまでを有効とする。

③ 申請書類の内容

申請書類は、以下の書類を添付すること。

- ・別記様式－1～12
- ・補足説明資料等（添付資料など）

5. 審査基準

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

尚、評価項目毎における評価点の最高点の合計を100点とする。

評価項目	評価基準	評価点
企業の施工能力		
同種工事の施工実績（過去15年間） 「3. 申請者の条件(5)を満たすことを証明するため提出された経験の当該工事との同種性 なお、対象期間は平成20年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した工事とする。」 (別記様式－4)	より高い同種性が認められる。 「護岸工事（補修含む）又は根固めブロック設置工事（製作、仮置きのみは除く）」	5
※別記様式に基づき、より高い同種性等の実績が確認で	同種性が認められる。	0

きる資料を添付すること。※特定JVの経験の場合は代表者の場合にのみ評価する。	「上記以外」	
<p>工事成績（過去3年間）</p> <p>「関東地方整備局(港湾空港関係除く。)発注工事の一般土木工事における令和2年4月1日から令和5年3月31日までに完成した工事の工事成績評定点の平均点」</p>	80点以上	8
	75点以上80点未満	4
	70点以上75点未満	2
	70点未満	0
<p>工事成績（減点要素）</p> <p>「申請書及び資料の提出期限月から過去1年間の完成工事において工事成績評定点が65点未満と通知された当該工種工事の有無」</p>	65点未満無し	0
	65点未満有り	-5
<p>優良工事等表彰</p> <p>「関東地方整備局(港湾空港関係を除く。)発注工事における全ての工種を対象に令和5年度に受賞した優良工事等表彰の有無」 (別記様式-5)</p> <p>※申請できる件数は1件とし、局長表彰及び部長、事務所長表彰を重複して受賞している場合は、局長表彰のみを加点評価する。</p> <p>※安全管理優良受注者表彰は、当該工事工種に限り評価する。なお、「優良工事表彰(局長表彰)あり」の場合は加点対象としない。</p> <p>※表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p>	優良工事表彰(局長表彰)あり	6
	優良工事表彰(部長、事務所長表彰)あり	2
	安全管理優良受注者表彰あり	2
	表彰無し	0
<p>事故及び不誠実な行為</p> <p>「申請書及び資料の提出期限日時点において全ての工種工事を対象に右欄に掲げる措置等に該当する場合に減点評価」 (最大-12点)</p>	口頭注意	-2
	文書注意	-4
	修補請求日から修補完了(引渡)までの期間である	-4
	契約締結辞退の翌日から指名停止を受けるまでの期間である	-4
<p>災害協定の有無(地域貢献度)</p> <p>「申請書及び資料の提出期限日における行政機関等と締結した災害協定の有無」</p>	甲府河川国道事務所との災害協定の締結有り	5
	関東地方整備局(本局)と締結	3

(別記様式－6)	結した災害協定(都県建設業協会、日本建設業連合会関東支部等)の締結有り	
	山梨県又は静岡県内の行政機関等との災害協定の締結有り	3
	行政機関等との災害協定の締結無し	0
災害協定の締結件数	0～1件	5
「申請時及び資料の提出期限日における行政機関等との協定締結件数について、締結件数が少ない場合に優位に評価」 ※協定書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。	2～3件	3
	4件以上	0
災害協定に基づく活動実績の有無(地域貢献度)	山梨県又は静岡県内において「関東地方整備局本局又は甲府河川国道事務所」と締結した災害協定に基づく「緊急工事」の実績有り	10
「過去5年間の行政機関との災害協定に基づく災害活動等の実績の有無」 (別記様式－7) ※平成30年4月1日以降に契約し、完成・引渡しを完了したものを評価する。 ※協定書及び契約書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。	山梨県又は静岡県内において「関東地方整備局本局又は甲府河川国道事務所」と締結した災害協定に基づく「資機材の移送支援、又は提供」又は、「緊急パトロール」の実績有り	5
	山梨県又は静岡県内での国の機関(「関東地方整備局本局、甲府河川国道事務所」を除く)、地方公共団体、特殊法人等と締結した災害協定に基づく「緊急工事」又は「資機材の移送支援、又は提供」又は「緊急パトロール」の実績有り	5
	実績無し	0
工事成績優秀企業認定	認定有り	2

<p>「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事の対象工事における令和５年度に受けた工事成績優秀企業の有無」</p> <p>※対象工種工事とは、「一般土木工事、アスファルト舗装工事、鋼橋上部工事、セメント・コンクリート舗装工事、プレストレス・コンクリート工事、法面処理工事、河川しゅんせつ工事、グラウト工事、杭打工事、維持修繕工事」</p> <p>※認定証の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p>	<p>認定無し</p>	<p>0</p>
<p>難工事施工実績</p> <p>「関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）発注工事において「難工事指定」された工事のうち、申請書及び資料の提出期限日の月以前の１年間に元請けとして、完成・引渡し完了した施工実績の有無」</p> <p>（別記様式－８）</p> <p>※工事成績評定点が７０点以上の工事について評価の対象とする。</p> <p>※工事成績評定通知書の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p>	<p>実績有り</p>	<p>2</p>
	<p>実績無し</p>	<p>0</p>
<p>表彰</p> <p>「関東地方整備局（港湾空港 関係を除く。）発注工事において令和５年度に受賞した難工事功労表彰、災害工事功労表彰、甲府河川国道事務所独自の功労・貢献表彰等の有無」</p> <p>（別記様式－９）</p> <p>※表彰状の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p>	<p>表彰有り</p>	<p>2</p>
	<p>表彰無し</p>	<p>0</p>
<p>災害時の基礎的事業継続力（ＢＣＰ）認定の有無</p>	<p>認定有り</p>	<p>10</p>
<p>「申請書及び資料の提出期限日における関東地方整備局長から受けた災害時の基礎的事業継続力の認定の有無」</p> <p>（別記様式－１０）</p> <p>※認定証の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p>	<p>認定無し</p>	<p>0</p>

災害時の対応能力（人員及び機械の確保）		
<p>技術者の確保</p> <p>「申請者が確保している技術者の人員数について評価」（別記様式－１１）</p> <p>※評価対象の技術者は、以下の資格を有する技術者とし、同一人物が複数の資格を有している場合は１人として計上する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ １級又は２級土木施工管理技士 ・ １級又は２級建設機械施工技士 ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。））又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」、「農業－農業土木」又は「森林－森林土木」とするものに限る。） ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者 <p>※保有資格が証明できるものの写しを必ず添付すること。添付が無い人物については評価しない。</p> <p>※貴社社員である証明として、健康保険証等の貴社と社員名が確認出来るものの写しを添付すること。尚、住所、保険番号など個人情報に関わる部分はマスキングして提出すること。</p>	技術者 20人以上	5
	技術者 10人以上 20人未満	3
	技術者 10人未満	0
<p>機械（ダンプトラック）の確保</p> <p>「申請者が保有するダンプトラックの台数を評価」（別記様式－１２）</p> <p>※自社持ちの 2 t 車以上は 1 台とし、自社持ちの 2 t 車未満及び自社以外（協力会社など）の保有台数は 1 台について 0.5 台として換算した合計台数により評価する。</p> <p>※協力会社との協定書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。</p> <p>※規格の記載の無い車両など不明瞭な車両は評価しない。</p>	10台以上	10
	5台以上 10台未満	8
	5台未満	6
	なし	0
<p>機械（バックホウ）の確保</p> <p>「申請者が保有するバックホウの台数を評価」（別記様式－１２）</p> <p>※自社持ちの 0.45m³以上は 1 台とし、自社持ちの 0.45m³未満及び自社以外（協力会社など）の保有数は 1 台について 0.5 台として換算した合計台数によ</p>	5台以上	10
	3台以上 5台未満	8
	2台以上 3台未満	6
	2台未満	0

り評価する。 ※協力会社との協定書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 ※規格の記載の無い車両など不明瞭な車両は評価しない。		
機械（ブルドーザ）の確保	4台以上	10
「申請者が保有するブルドーザの台数を評価」 （別記様式－12）	2台以上4台未満	8
※自社持ちの3t以上は1台とし、自社持ちの3t未満は及び自社以外（協力会社など）の保有台数は1台について0.5台として評価する。	2台未満	6
※協力会社との協定書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 ※規格の記載の無い車両など不明瞭な車両は評価しない。	なし	0
機械（クレーン）の確保	2台以上	10
「申請者が保有するクレーンの台数を評価」 （別記様式－12）	1台以上2台未満	8
※自社持ちの20t吊り以上は1台とし、自社持ちの20t吊り未満及び自社以外（協力会社など）の保有台数は1台について0.5台として換算した合計台数により評価する。	1台未満	6
※協力会社との協定書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。 ※規格の記載の無い車両など不明瞭な車両は評価しない。	なし	0

6. 協定締結者の選定

(1) 申請資料により申請者の条件を判断し、5. 審査基準の審査結果に基づき、各出張所区間毎に上位10社程度を選定し、協定を締結する予定である。

申請者は、複数の区間について申請できるものとするが、応急復旧活動の現実性の観点から1社2区間までの協定とするものとし、協定締結希望区間及び2区間の締結希望については、（別記様式－2）に記入するものとする。

なお、協定区間は、提出された資料（別記様式－2）により選定するが、希望の区間を考慮されない場合がある。

(2) 提出された申請書を審査の上、選定結果を申請者に書面にて通知する。

通知日は、令和6年3月22日（金）を予定している。

7. 締結できない者に対する理由の説明

災害協定を締結できない者は、甲府河川国道事務所長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（自由様式）により説明を求めることができる。なお、書面の提出は持参によるものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年3月22日（金）から令和6年3月27日（水）までの8時30分から17時15分までとする。

(2) 提出場所

4. (1) 担当部局に同じ

(3) 回答期限及び方法

令和6年4月1日（月）までに書面により回答する。

8. 災害協定の締結

選定結果の通知において、災害協定を締結できる者として通知された者に「河川災害応急復旧業務に関する協定書」を押印の上2部送付する。内容に異存が無ければ押印の上、1部を当方に返送すること。詳細については協定書送付時に別途案内する。

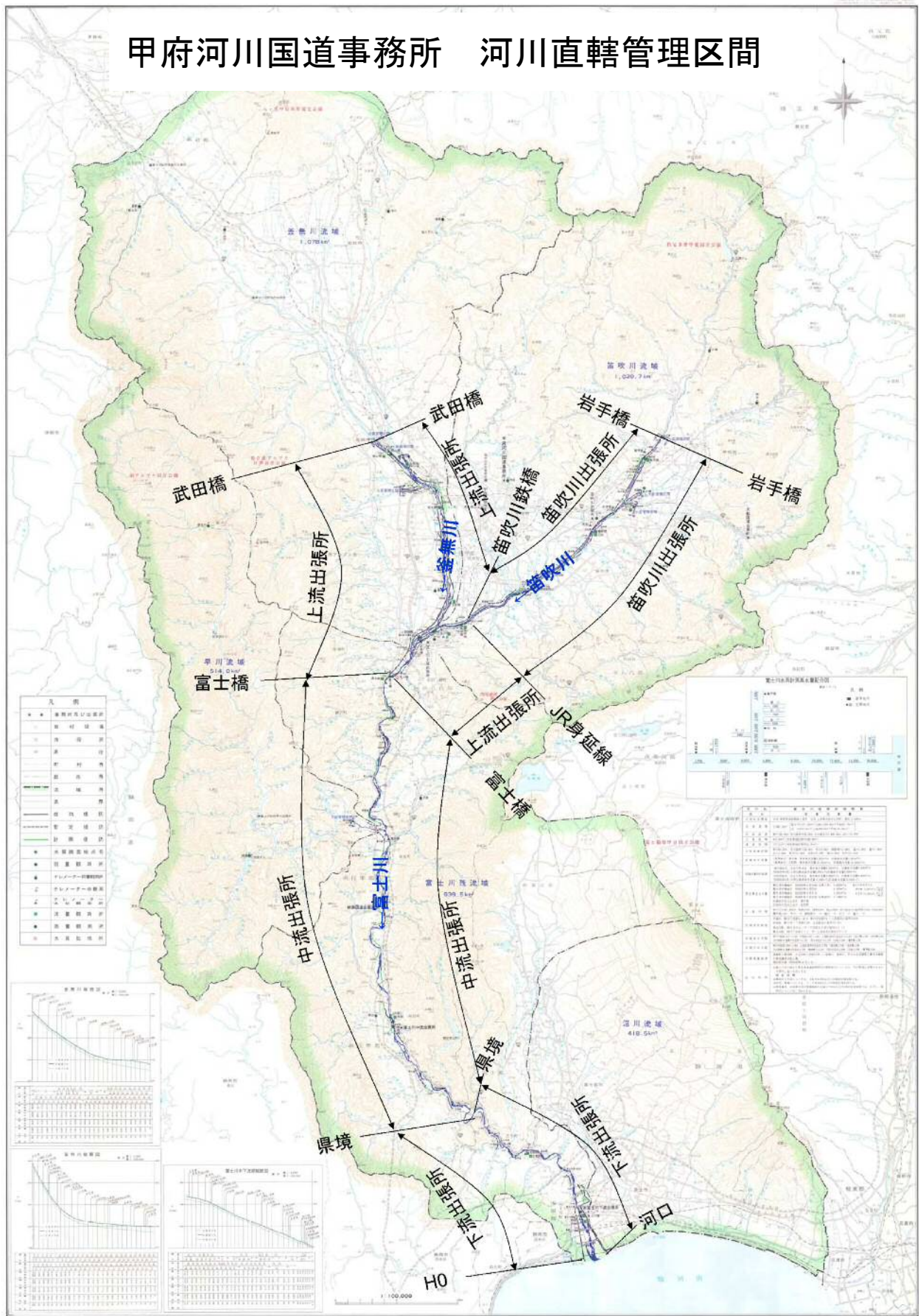
9. 実施上の留意事項

- (1) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) ヒアリングの低減に向け、技術資料は正確、丁寧にわかりやすく記載すること。
- (3) 提出された技術資料は、協定締結者選定の目的以外に使用しない。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、審査の対象としないとともに、協定締結後は協定を無効とする。
- (5) 提出期限日以降の技術資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、提出された技術資料について、不足がある場合は追加資料を求めることがある。
- (6) 提出された技術資料は返却しない。
- (7) 本資料は、技術資料作成以外の目的で使用しないこと。
- (8) 法定外の労災保険については、下記項目に留意するものとする。
 - ① 法定外の労災保険は、元請け・下請けを問わず補償できる保険であること。
 - ② 法定外の労災保険は工事現場単位で随時加入する方式と直前1年間の完成工事高により掛金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式があるが、いずれの方式でもよいこと。
 - ③ 当該協定を締結する時点においては、法定外の労災保険に加入していることを条件としない。
- (9) 技術資料の作成に関する問い合わせには応じるが、他社からの技術資料の提出状況、資料の内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

〒400-8578 山梨県甲府市緑が丘1丁目10-1

関東地方整備局 甲府河川国道事務所 防災課（専門官 緒方）

TEL 055-251-0411



別紙－ 2

協定区間別近隣地域一覧表

協定区間	本店を有する自治体名等
富士川上流出張所区間	北杜市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市、笛吹市、甲府市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町、身延町
富士川中流出張所区間	甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、富士川町、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、静岡市清水区、富士宮市、富士市
富士川下流出張所区間	南部町、静岡市清水区、富士宮市、富士市
笛吹川出張所区間	甲州市、山梨市、笛吹市、甲斐市、南アルプス市、甲府市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町、身延町

協 定 参 加 申 請 書

令和 年 月 日

関東地方整備局
甲府河川国道事務所長 殿

〇〇建設(株)
代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

令和6年2月8日付けで公示のありました、「河川災害応急復旧業務に関する協定(土木)」に参加を希望するので、申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないことを誓約します。

※ 問い合わせ先
担 当 者 : 〇〇 〇
部 所 : 〇〇〇本店〇〇部〇〇課
電 話 番 号 : (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]
F A X 番 号 : 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
E - M A I L : 〇〇〇〇〇〇.jp

※本紙に社印押印なき場合は、欠格となりますのでご注意願います。

[P O/O]

協定締結希望区間

○協定希望区間

協定区間	希望区間に○をつけて下さい
富士川上流出張所区間 (本店を有する自治体名等：北杜市、韮崎市、甲斐市、南アルプス市、 笛吹市、甲府市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町、身延町、)	
富士川中流出張所区間 (本店を有する自治体名等：甲斐市、南アルプス市、昭和町、中央市、 富士川町、市川三郷町、早川町、身延町、南部町、静岡市清水区、 富士宮市、富士市)	
富士川下流出張所区間 (本店を有する自治体名等：南部町、静岡市清水区、富士宮市、 富士市)	
笛吹川出張所区間 (本店を有する自治体名等：甲州市、山梨市、笛吹市、甲斐市、 南アルプス市、甲府市、中央市、昭和町、富士川町、市川三郷町、 身延町)	

※希望区間に本店を有しない場合は欠格又は無効となりますのでご注意願います。

○2区間の協定締結希望

2区間の協定の希望の有無	あり・なし (どちらかを記入すること)
--------------	---------------------

※無記入の場合は、1区間のみの協定締結になりますので、ご注意願います。

[P ○/○]

申請者の条件確認

・関東地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和5・6年度一般競争（指名競争）入札参加資格業者 一般土木工事（C等級以上）又は維持修繕工事を証明する書面の添付。
尚、申請中の場合は令和6年3月19日までに「一般土木工事（C等級以上）」又は、「維持修繕工事」に係る申請を行い受理されていることを証明する書面の添付

（健康保険・厚生年金保険）

従業員5人未満の個人事業所であるため。

従業員5人以上であっても、強制適用事業所となる業種でない個人事業所であるため。

その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和○年○月○日、関係機関（○○年金事務所○○課）に問い合わせを行い判断しました。

（雇用保険）

役員のみの方であるため。

使用する労働者の全てが65歳に達した日以後において新たに雇用した者であるため。

その他の理由

（「その他の理由」を選択した場合）

令和○年○月○日、関係機関（ハローワーク○○ ○○課）に問い合わせを行い判断しました。

[P ○/○]

同種の工事の施工実績【○/○】

会社名：○○○○建設(株)

同種工事の条件		公示４．（５）によるものとする。
工 事 名 称 等	工 事 名 称	○○○○○○○○護岸工事（CORINS登録番号）
	発 注 機 関 名	国土交通省○○地方整備局○○事務所
	施 工 場 所	○○県○○市○○町○○ ～ ○○県○○市○○町○○
	契 約 金 額	○○○,○○○,○○○円
	工 期	平成○年○○月○○日 ～ 平成○年○○月○○日
	受 注 形 態 等	単体/○○・○○JV（出資比率○○%）
工 事 概 要	構 造 物 形 式 規 模 ・ 寸 法 等	(ア) 法覆護岸工：○○m ³ (イ) 根固めブロック工：○○個
	架 設 方 法	・ 主要機械 ○○○○クレーン（○○○t）
	設 計 条 件	・ 施工方法その他技術的な特記事項等記載する。 ・ 安全対策、環境対策等について記載する。

注) 同種工事及びより高い同種性等の施工実績については、記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、受注者の確認ができる部分））の写しを提出すること。

ただし、CORINS等での記載内容で同種工事及びより高い同種性等の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注) 同種工事の施工実績が大臣官房官庁営繕部（旧建設省を含む。）又は地方整備局（旧建設省地方建設局を含む。）の発注した工事（港湾空港関係を除く。）である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知書が、資料の提出期限の前日時点において未通知の場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

注) 記載欄の明示は記入例である。

[P ○/○]

「優良工事等表彰」の有無

会社名：〇〇〇〇建設（株）

○優良工事等表彰

優良工事表彰の有無 (どちらか一方を記入する。)		優良工事表彰あり 優良工事表彰なし
工 事 名 称 等	工 事 名 称	〇〇〇工事
	優良工事表彰	〇〇〇事務所長（令和〇年〇月〇日）
	発 注 機 関 名	国土交通省関東地方整備局〇〇事務所
	受 注 形 態 等	単体／〇〇・〇〇JV（出資比率〇〇%）

注) 優良工事表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること。

○安全管理優良受注者表彰

安全管理優良受注者表彰の有無 (どちらか一方を記入する。)		安全管理優良受注者表彰あり 安全管理優良受注者表彰なし
表 彰 内 容 等	工 種	一般土木工事又は維持修繕工事
	受 賞 年 月 日	令和〇年〇月〇日

注) 安全管理優良受注者表彰であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること。

[P O/O]

災害協定の有無

会社名：〇〇〇〇建設（株）

①災害協定の有無	あ り、 な し （どちらか一方を記入すること。）
②山梨県内、又は静岡県内の本店、支店又は営業所の所在地	店 名：本店、〇〇支店、〇〇営業所 所在地：〇〇県〇〇市〇〇
③協定の相手方及び協定名	協定名：〇〇〇〇災害協定 ※現在、有効な協定書を添付する。 相手方：〇〇〇事務所 ※複数機関との協定は行を挿入し作成すること。

注) 協定書の写しを必ず添付すること。

個別工事の依頼文のみ添付しただけでは、当該工事内容が災害協定に基づくものであるのか明確に判断できない（実績として認めない）ことから、協定書の写しを必ず添付すること。

資料の提出期限日における当該協定の有効性を明確に証明できなければ実績として認めないので、協定書の写しの外に、年度更新における通知文及び依頼文等の写しも併せて添付すること。

[P 〇/〇]

災害協定に基づく活動実績の有無

会社名：〇〇〇〇建設（株）

①災害協定に基づく活動実績の有無	<p>あ り、 な し （どちらか一方を記入すること。）</p> <p>※災害協定に基づく災害工事等の実績または、関東地方整備局各事務所から発行された「災害活動実績に係る証明書」がある場合に「あり」と記載する。</p>
②災害協定及び活動内容	<p>下記の（１）または（２）のどちらか一方を記入すること。</p> <p>（１）災害協定に基づく場合 協定名：〇〇〇〇災害協定 協定の相手方：〇〇〇〇事務所、〇〇県 活動内容：〇〇〇 ※活動内容及び施工場所を簡素に記載する。 記載例）緊急復旧工事（崩壊土砂の緊急撤去） 工事場所：〇〇県〇〇市 資機材（照明車３台）の移送支援 移送支援区間：〇〇県〇〇市～〇〇県〇〇市 災害工事等の引渡日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 協定書写し：活動を行った際の協定書の写しを別添に添付する。 契約書等の写し：災害協定に基づく活動実績を証明する契約書等の写しを別添に添付する。</p> <p>（２）災害活動実績に係る証明書の場合 災害名：台風〇〇号（平成〇〇年〇〇月〇〇日発生） 証明書の発行事務所：〇〇〇〇事務所 活動内容：〇〇〇 ※活動内容及び施工場所を簡素に記載する。 記載例）上記、（１）記載例）参照のこと。 災害活動完了日：平成〇〇年〇〇月〇〇日 災害活動実績証明書の写し：「災害活動実績に係る証明書」の写しを別添に添付する。</p>

注）記載にあたっての注意事項等を、本様式の（別添）に示すので必ず確認すること。

災害協定に基づく活動実績に関する注意事項等

1. 災害協定に基づく災害工事等の実績は、評価対象期間に完成・引渡しが完了したもの、また「災害活動実績に係る証明書」については、評価対象期間に災害活動が完了した実績に限る。
 2. 災害協定に基づく災害活動実績とは、災害発生の恐れがある場合や災害発生直後に、災害協定を締結している国の機関、地方公共団体、特殊法人等より、緊急的に出動指示や対応指示を受け実施した「緊急復旧工事」、「資機材の移送支援、又は提供（貸与含む）」又は「緊急パトロール」をいう。（これを証明する資料として、災害活動実績時の災害協定の写し及び当該災害協定に基づき実施されたことが確認できる契約書等の写しを必ず添付すること。）
（注：個別工事の依頼文のみ添付しただけでは、当該工事内容が災害協定等に基づくものであるのか明確に判断できない（実績として認めない）ことから、協定書及び契約書、災害活動実績に係る証明書の写しを必ず添付すること。）
 3. 関東地方整備局（本局）又は直轄事務所との災害協定に基づく、災害活動（「資機材の移送支援、又は提供（貸与含む）」又は「緊急パトロール」）がある場合、移送支援等は広範囲にわたることもあるため、活動実施した企業の本店所在地が本工事の施工都県内である場合は災害活動実績として認める。
 4. 災害発生時に関東地方整備局各事務所から「指示」又は「依頼」又は「要請」に基づき実施した緊急を要する災害活動の実施に伴う「災害活動実績に係る証明書」の交付を受けている場合、上記1. 及び2. と同等に評価する。（これを証明する資料として、災害活動実績に係る証明書の写しを必ず添付すること。）
 5. 河川・道路維持工事等で契約し、その工事の履行範囲内での災害対応（緊急パトロールも含む）は、災害活動実績として認めない。（ただし、上記3. により災害活動実績に係る証明書の交付を受けている場合は除く）
 6. 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員について災害協定に基づく活動実績がある場合に限り評価する。
5. なお、災害協定に基づく活動実績として申請できる実績件数は1件とする。

「難工事指定工事」の施工実績（企業）

会社名：〇〇〇〇建設（株）

難工事指定工事の 施工実績の有無		あ り、 な し（どちらか一方を記入すること）
工 事 名 称 等	工 事 名 称	〇〇〇工事
	工 事 成 績 評 定	〇〇 点
	発 注 機 関 名	国土交通省関東地方整備局〇〇事務所
	工 期	平成〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇年〇〇月〇〇日

注) 公告文（「難工事指定」の試行対象工事である部分）の写しを提出すること。

当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。ただし、当該工事に係る工事成績評定通知が、審査基準日（申請書及び資料の提出期限日）の前日において密うちの場合は、工事成績評定通知書の写しの添付は不要である。

注) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員に「難工事指定工事」の実績がある場合には、それぞれの実績を記載する。

表彰の有無 (企業)

会社名：〇〇〇〇建設(株)

難工事功労表彰、災害工事功労表彰、甲府河川国道事務所独自の功労・貢献表彰等の有無		表彰あり 表彰なし (どちらか一方を記入する。)
工 事 名 称 等	工 事 名 称	〇〇〇工事
	表彰名称及び表彰者	〇〇表彰 〇〇〇事務所長(令和〇〇年〇〇月〇〇日)
	発 注 機 関 名	国土交通省関東地方整備局〇〇事務所
	工事期間	平成〇〇年〇〇月〇〇日～平成〇〇年〇〇月〇〇日

注) 表彰された工事であることを証明する表彰状等の写しを必ず添付すること。

注) 経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が「難工事功労表彰」を受賞している場合に、それぞれの実績を記載する。

災害時の基礎的事業継続力の認定状況

※認定の写しを添付すること。写しの添付なきものは評価しない。

災害時の人員、機械

技術者の確保

No.	氏名	保有資格名称
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

※保有資格の写しを必ず添付すること。添付が無い人物については評価しない。また同一人物において複数の資格を有している場合は1人として計上すること。行が不足する場合は追加すること。

※貴社社員としての証明として、健康保険証などの貴社と社員名が確認出来るものの写しを添付すること。尚、住所、保険番号など個人情報に関わる部分はマスキングして提出すること。

機械の確保について

○ダンプトラック

名称 規格	自社、協力会社の別	台数

○バックホウ

名称 規格	自社、協力会社の別	台数

○ブルドーザー

名称 規格	自社、協力会社の別	台数

○クレーン

名称 規格	自社、協力会社の別	台数

※自社以外（協力会社など）の保有数は1台について0.5台として評価する。協力会社との協定書等の写しを必ず添付すること。添付がない場合は評価しない。

規格の記載の無い車両など不明瞭な車両は評価しない。行が不足する場合は追加し作成のこと

(案)

河川災害応急復旧業務に関する協定書 〇〇〇〇出張所区間

国土交通省関東地方整備局甲府河川国道事務所長 留守洋平（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、河川の自然災害時の緊急活動が流域住民の被災軽減に極めて大きく寄与することに鑑み、地震、洪水等の異常な自然現象下で発生した災害（以下「災害」という。）における被害の拡大防止のための応急復旧業務（以下「業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は甲府河川国道事務所が管理する河川管理施設等（以下「河川」という。）において発生した災害等の応急復旧に関し、これに必要な建設機械資材、労力等（以下「建設資機材等」という。）について、甲乙双方がその確保及び動員の方法を定め、もって災害の拡大防止と被害施設の早期復旧について、その円滑な運営を期することを目的とする。

（業務の実施区間）

第2条 業務の実施区間は甲府河川国道事務所の富士川上流出張所区間とする。

（業務の実施体制）

第3条 甲は、当該河川の災害に係わる応急復旧業務等が必要と認められるときには、被害状況に応じて書面または電話などの方法により乙に出動を要請するものとする。

- 乙は、要請を受けた場合、直ちに河川の被災状況の把握と報告、並びに甲の指示により活動を実施するものとする。
- 乙は、出動要請を受けた場合は、速やかに現場責任者を定めるものとする。
- 乙は、災害発生時に甲が連絡体制、人員の確保の可否、資機材の状況等の確認を実施した場合、速やかに調査し報告するものとする。

（業務の指示）

(案)

第4条 業務の指示は、甲または第2条に定める区間を担当する出張所長（以下「出張所長」という。）が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。

(業務の完了)

第5条 乙または第3条第3項で定めた現場責任者は、業務を完了したとき電話等の方法により直ちに出張所長へその旨を報告するものとする。

(業務の実施報告)

第6条 乙は、業務が完了したときには、作業開始時刻、作業終了時刻及び使用した建設資機材等を速やかに出張所長へ報告するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲は、第3条第1項により乙に出動を要請したときは、遅滞なく随意契約を締結するものとする。なお乙は随意契約の締結にあたり、法定外労働災害補償制度に加入しているものとする。

(連絡先の報告、提出)

第8条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し甲から連絡する人員を確保し、連絡先を甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に変更が生じたとき又は連絡先の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲の災害時の連絡先について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の報告、提出)

第9条 乙は、予め災害に備え第3条第2項の業務に際し使用可能な建設資機材等の数量を把握し、甲へ書面により報告するものとする。

2. 乙は、前項で報告した内容に著しい変更を生じたときまたは、建設資機材等の現状について甲が特に報告を求めたときは、遅滞なくその資料を甲に提出するものとする。
3. 甲は、甲が保有する建設資機材等について、予め書面により乙に通知するものとする。

(建設資機材等の提供)

(案)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく災害にかかる緊急活動に関しそれぞれから要請があったときは、特別な理由がないかぎり相互に建設資機材等を提供するものとする。

(業務の特例)

第11条 乙は、甲が特に必要として第2条に規定する以外の区間に出動を要請したときは、原則としてこれに応ずるものとする。

(訓練等の参加)

第12条 乙は、甲が主催する訓練、講習会等に、甲からの要請があった場合は参加するものとする。なお、参加に伴う費用負担は乙が行うものとする。

(費用の請求)

第13条 乙は、業務完了後当該業務に要した費用を第7条により締結した契約に基づき甲に請求するものとする。

(費用の支払い)

第14条 甲は前条の規定による請求を受けたときは、その内容を精査し第7条により締結した契約に基づき費用を支払うものとする。

(被害の負担)

第15条 業務の実施にともない、甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼしたとき、または、建設資機材等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告しその処置について、甲乙協議し定めるものとする。

(法定外労働災害補償制度への加入)

第16条 災害協定に基づき請負契約を取り交わす時点において、乙は法定外労働災害補償制度に加入していなければならない。この際、当該法定外労働災害補償制度は、元請け・下請を問わず補償できる保険であるものとする。

なお、請負契約の条件となる法定外労働災害補償制度は、工事現場単位で随時加入する方式または直前1年間の完成工事高により掛け金を算出し保険期間内の工事を保険対象とする方式のいずれの方式であってもよいものとする。

(案)

(有効期限)

第17条 この協定の有効期限は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(協定の解除)

第18条 甲は、乙が社会的信用を著しく傷つける行為があったとき又は協定を継続できない事情が発生したときには、この協定を解除することができるものとする。

2 乙が申請し、甲が認めた場合は協定を解除することができるものとする。

(協議)

第19条 この協定に定めない事項または疑義を生じた事項については、その都度甲乙双方が協議して定めるものとする。

(雑則)

第20条 この協定の証として本書を二通作成し、甲乙記名捺印の上各自一通を保有する。

令和6年3月 日

甲 国土交通省関東地方整備局
甲府河川国道事務所長 留守洋平

乙 ○○○○株式会社
代表取締役 ○ ○ ○ ○